各論点に対する主な審議内容(第1回検討部会の主な意見)

論点	主な意見
1 . 履歴調査	大阪府の場合は規模の小さな開発が多いが、履歴調査要件の 3,000 m ² は適当か。
	履歴調査要件について、府条例では3,000 ㎡よりも厳しくすることも考えられる。
	面積以外の要件を打ち出すことはできないか。
	履歴報告は重要であり、今後も求めていくほうがよい。
	国がパブリックコメントを募集する際に、公的書類以外の情報の取り扱いなどについ。
	て大阪府の考えを述べてはどうか。
	法対象となる土地に対する条例による履歴調査のあり方について、「 ㎡以上の
	形質変更の際には、土地所有者等は土地の利用履歴を調査し、報告しなさい」という
	条例を作ればよい。
	年代によって汚染原因となる物質についての絞込みがある程度できるので、リストを
	作成するなどの整理も必要ではないか。
	土地利用履歴調査結果報告に対する指導方法については、行政としてのノウハウを
	どう蓄積していくかが課題。
2.自主調査	
	上げられるような制度にしていくのが好ましい。
	る。
	° ' 自主調査の報告者にメリットがあるような形で公開できればよい。汚染がない場合に
	は、事業者は環境に配慮していることが分かる。汚染があった場合でも、事業者が適
	正に対応していることを証明するような形で情報公開すればよい。そうすれば、自主
	調査の報告が増える可能性がある。深刻な汚染の場合は行政が入って対応せざる
	を得ない。
	自主調査に対して、大阪府がどう関与していくかというのが議論すべきところである。
	自主調査の結果を受理する際には、行政がどこまで内容を確認したのかを明確にし
	なければならない。
	大阪府としては、土壌汚染について管理する監督官庁としての顔と、自主調査につい
	てアドバイスをしてあげる顔の二つの性格があってもよいのではないか。
	自主調査について、条例で規定すると「自主」ではなくなる。

3.区域指定	区域指定の基準についての政省令が出てから議論したほうがよいのではないか。 「管理区域」という概念が、「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」を合わせたもの と同じでなければ、「管理区域」という名称について考える必要がある。
4.指定調査機関	法で信頼性等について強化されるのであれば、条例については制度としてもっとシンプルにすべきではないか。ただし、指定調査機関をなくすとしても、一定の猶予期間は設けたほうがよい。 改正法29条~43条で指定調査機関の申請制度が整備されるということであれば、大阪府のものをなくすのは問題ない。
5 . その他	搬出土壌を受ける側が、自己防衛できるような制度があってもよいのではないか。 今後の土壌汚染対策の円滑な推進のための根拠となるような条文を設けてはどう か。